

標記について、既公示「新型コロナウイルス感染防止対策に係るお願い」ならびに「国内モータースポーツ活動再開に係る対応について」に基づき、2020年日本ラリー選手権規定第4条に定める全日本選手権クラスの成立について、以下の通り改正となりましたので、お知らせいたします。

・ 2020年日本ラリー選手権規定 第4条 選手権競技および選手権シリーズの成立

1. 選手権クラスの成立

(現行規定) 「全日本選手権は、各クラス **5台以上** のレッキ受付台数を以て、選手権クラスとして成立する。

地方選手権は、各クラス3台以上の参加出走台数を以て、選手権クラスとして成立する。」

(改正後) 「全日本選手権は、各クラス **3台以上** のレッキ受付台数を以て、選手権クラスとして成立する。

地方選手権は、各クラス3台以上の参加出走台数を以て、選手権クラスとして成立する。」

【以下略】

なお、本改正は2020年6月26日より施行します。

以上